神長丑之介　長岡　正藏

正七位に叙する（各通）（以上十月二十一日）
小笠原一行

正六位に叙する
高橋　源吉

正七位に叙する（以上十月二十四日）
加藤　一郎

正六位に叙する
五十嵐幸夫

従六位に叙する
笠島　豊

従七位に叙する（以上十月二十五日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（十月十八日）
渡部　康一
（守口市議会議員）
旭日小綬章を授ける
硲　利夫
旭日双光章を授ける（各通）
井橋　順一
鈴木　昇
矢吹　義郎
旭日単光章を授ける（以上十月十九日）
奥野　章
福本　博行
旭日単光章を授ける（各通）（十月二十日）
伊藤一太郎
瑞宝小綬章を授ける
大内　昭文
黒田　和紀
瀬尾　雅文
高梨　嘉己
宮崎　一郎
中條　幸茂
瑞宝双光章を授ける（各通）
根戸内早苗
根本　剛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
三島　安夫
竹田　宗孝
瑞宝小綬章を授ける
阿部　光助
國友　重俊
圓谷　吉信
酒井　幸作
福地　俊雄
西浦　憲二
西林　恒英
山本　貢
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藝　宏
北原　慶司
中野　邦昭
山崎　貞夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十九日）
岡本　武夫
瑞宝小綬章を授ける
赤川　正昭
井上　善治
木田　晶
後藤　嘉憲
末次　幸男
高木　政男
中島　輔
若宮　俊一
瑞宝双光章を授ける（各通）
市村　幸春
（警視庁警部）
吉成　克之
米三　進
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十日）
鬼　泰照
和田　明
瑞宝単光章を授ける（各通）（十月二十一日）
荒牧　敏寛
瑞宝双光章を授ける（十月二十二日）
会田　勝美
高橋　源吉
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十四日）
五十嵐幸夫
瑞宝双光章を授ける
笠島　豊
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十五日）
引ノ井文夫

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月二十二日レノン国の独立記念日につき、同月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

認定事業主等の所在地の変更に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成九年三月六日及び平成十年二月十日付けでそれぞれ認定した小松フォークリフト販売店協会に係る社内検定について、認定規定第六条第二項の規定により認定事業主等の所在地の変更の届出を平成二十二年十月十二日付けで受理したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月二十四日
厚生労働大臣　細三　律夫

変更前の認定事業主等の所在地	変更後の認定事業主等の所在地
福岡県福岡市	東京都港区

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年11月24日
関東地方整備局長　菊川　滋

道路の種類	路線名	区間
一般国道	19号	塩尻市大字広丘野村字観音堂959番2から塩尻市大字広丘野村字観音堂953番1までの上り線
一般国道	19号	塩尻市大字広丘野村字観音堂953番1から塩尻市大字広丘野村字観音堂952番2までの上下線
一般国道	19号	塩尻市大字広丘野村字観音堂952番2から塩尻市大字広丘野村字六九1650番1までの下り線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成22年11月24日
福島労働局長　絹谷　國雄

第4号中「1時間713円」を「1時間723円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成22年11月24日
東京労働局長　東　明洋

第4号中「1時間824円」を「1時間832円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福井県繊維業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成22年11月24日
福井労働局長　島谷　敏昭

第4号中「1時間714円」を「1時間717円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福井県各種商品小売業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成22年11月24日
福井労働局長　島谷　敏昭

第4号中「1時間740円」を「1時間747円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成22年11月24日
福井労働局長　島谷　敏昭

第4号中「1時間737円」を「1時間745円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成22年11月24日
福井労働局長　島谷　敏昭

第4号中「1時間777円」を「1時間784円」に改める。